

静岡県公安委員会規則第11号

運転免許取得者等検査の認定等に関する規則を次のように定める。

令和4年5月13日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

運転免許取得者等検査の認定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査（以下「運転免許取得者等検査」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 規則第4条第1項第4号の規定による規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査同等方法」という。）に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定（以下「認知機能検査同等方法の指定」という。）又は規則第4条第2項第4号の規定による規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査同等方法」という。）に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定（以下「運転技能検査同等方法の指定」という。）を受けようとする者は、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し指定申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、規則第6条第2項各号に掲げる書類（当該指定申請書を提出する者が、公安委員会に対し法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、若しくは管理する者又は公安委員会による法第108条の32の2第1項若しくは第108条の32の3第1項の認定を現に受けている者である場合は、規則第6条第2項第1号に掲げる書類を除く。）（以下「添付書類」という。）を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、指定申請書を提出する者が、法第108条の32の3第1項の認定（以下「認定」という。）を受けるため、添付書類と同一内容の書類を既に提出し、又は当該指定申請書の提出と同時に提出する場合は、添付書類を添付することを要しない。

(指定の基準)

第3条 認知機能検査同等方法の指定は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認められる者について行うものとする。

- (1) 認知機能検査同等方法に係る規則第6条第1項の申請書を提出していることその他認知機能検査同等方法を実施する見込みがあること。
- (2) 公安委員会からの委託を受けて実施する法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- (3) 認定を受けようとする認知機能検査同等方法が、認知機能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。
- (4) 検査計画書において認知機能検査同等方法の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、

かつ、当該年間の実施回数及び当該毎月の実施回数が、当該認知機能検査同等方法に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。

- (5) 検査計画書の内容に照らして、認知機能検査同等方法に従事する規則第2条に規定する運転免許取得者等検査員並びに認知機能検査同等方法に用いる建物その他の設備及び器材が十分に確保されていること。
- (6) 検査計画書で定める回数の認知機能検査同等方法を確実に実施することが見込まれること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 過去3年以内に委託検査（法第108条第1項の規定に基づき、公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。

イ 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等（以下「委託契約等」という。）で委託検査の実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。

ウ 過去3年以内に、認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。

エ 認知機能検査同等方法に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

- 2 前項の規定は、運転技能検査同等方法の指定について準用する。この場合において、前項中「認知機能検査同等方法」とあるのは「運転技能検査同等方法」と、「法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）」とあるのは「運転技能検査」と、「認知機能検査と」とあるのは「運転技能検査と」と、「建物その他の設備及び器材」とあるのは「コース、建物その他の設備及び自動車その他の器材」と読み替えるものとする。

（指定書の交付）

第4条 公安委員会は、認知機能検査同等方法の指定又は運転技能検査同等方法の指定（以下これらを「指定」という。）をしたときは、当該指定を受けた者に対し指定書（様式第2号）を交付するものとする。

（指定の取消し）

第5条 公安委員会は、指定を受けた者が第3条に規定する当該指定の基準を満たさなくなったと認めるときは、その指定を取り消すものとする。

- 2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該指定の取消しを受けた者に対し指定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（運転免許取得者等検査認定申請書）

第6条 規則第6条第1項の申請書の様式は、運転免許取得者等検査認定申請書（様式第4号）のとおりとする。

（運転免許取得者等検査認定書の交付）

第7条 公安委員会は、認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し運転免許取得者等検査認定書（様式第5号）を交付するものとする。

（認定の変更の届出）

第8条 規則第8条第1項又は第3項の規定による届出は、認定申請書記載事項等変更届出書（様式第6号）を提出して行うものとする。

（認定の取消しの通知）

第9条 公安委員会は、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しをしたときは、当該認定の取消しを受けた者に対し運転免許取得者等検査認定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（交付する書類）

第10条 規則第9条第1号の書類の様式は、次の各号に掲げる同条に規定する認定認知機能検査の結果の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 36点未満 認定認知機能検査結果通知書（様式第8号）
- (2) 36点以上 認定認知機能検査結果通知書（様式第9号）

2 規則第9条第2号の書類の様式は、認定運転技能検査受検結果証明書（様式第10号）のとおりとする。

（帳簿）

第11条 規則第10条第1項の帳簿の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 規則第9条に規定する認定認知機能検査に係る帳簿 認定認知機能検査記録簿（様式第11号）
- (2) 規則第9条に規定する認定運転技能検査に係る帳簿 認定運転技能検査記録簿（様式第12号）

（電磁的記録媒体による手続）

第12条 規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 提出する電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するものであって、静岡県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。
- (2) 一つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。
- (3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。
- (4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。

（指定申請書等の経由）

第13条 指定申請書、運転免許取得者等検査認定申請書若しくは認定申請書記載事項等変更届出書の提出、規則第14条の規定による電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票の提出又は法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第4項において読み替えて準用する法第98条第5項の規定による報告若しくは資料の提出を行うときは、静岡県警察本部交通部運転免許課長を経由して行わなければならない。

(委任)

第14条 この規則の実施に関し必要な細目的事項は、静岡県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所（所在地） 氏名又は名称</p> <p>運転免許取得者等検査の認定に関する規則 第4条第1項第4号 第4条第2項第4号 の規定による同規則 第1条第1号 第1条第2号 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に 行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>	
（ふりがな）	
運転免許取得者等検査に 使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に 使用する施設の所在地等	〒（ ） （ ） 局 番
（ふりがな）	
法人にあっては 代表者の氏名	
備 考	

（注） 不要の文字は、横線で消すこと。

第 号

指 定 書

住所（所在地）

氏名又は名称

運転免許取得者等検査の認定に関する規則 第4条第1項第4号 の規定により、同規則
第4条第2項第4号

第1条第1号 第1条第2号 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に
第1条第2号 に行うことができる者として指定する。

年 月 日

静岡県公安委員会 印

(注) 不要の文字は、横線で消すこと。

第 号

指定取消通知書

年 月 日

住所（所在地）

氏名又は名称 殿

静岡県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則 第4条第1項第4号 の
第4条第2項第4号
規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

（注） 不要の文字は、横線で消すこと。

運転免許取得者等検査認定申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所（所在地）
氏名又は名称

道路交通法第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定の申請をします。

（ ふ り が な ）	
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地等	〒（ ） （ ） 局 番
（ ふ り が な ）	
法人にあっては代表者の氏名	
認定を受けようとする運転免許取得者等検査の方法の区分	
運転免許取得者等検査の方法の名称	

第 号

運転免許取得者等検査認定書

住所（所在地）

氏名又は名称

道路交通法第108条の32の3第1項に規定する基準に適合しているので、次の運転免許取得者等検査を行うことを認定する。

運転免許取得者等検査の方法の区分	
運転免許取得者等検査の方法の名称	

年 月 日

静岡県公安委員会 印

<p>認定申請書記載事項等変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所（所在地） 氏名又は名称</p> <p>運転免許取得者等検査認定申請書の記載事項添付書類の内容に次のとおり変更が生じるので 生じたので により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">第1項 第3項 の規定</p>	
認定を受けている方法の区分及び名称	
変更を生じる（生じた）事項	
変更（予定）年月日	
変更の内容及び理由	
変更事項を証明する書類等	
備考	

（注） 不要の文字は、横線で消すこと。

第 号

運転免許取得者等検査認定取消通知書

年 月 日

住所 (所在地)
氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第5項の規定に基づき、下記の理由により運転免許取得者等検査の認定を取り消したので通知します。

認定番号	
理由	

（表）

にんていにんちきのうけんさけつかつうちしよ
認定認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所
し めい
氏 名
せいねんがつび
生年月日
けんさねんがつび
検査年月日
けんさばしよ
検査場所

そうごうてん
総合点

--

てん 点

(A てん 点)

(B てん 点)

きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしよ
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

こんご うんてん じゆうぶんちゆうい いし かぞく
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族に
ご相談されることをお勧めします。

りんじてきせいけんさ せんもんい しんだん う また いし
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師
の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

しんだん けつか にんちしよ はんめい うんてん
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転
免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

うんてんめんきよしよ こうしんてつづき さい しよめん かなら じさん
運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名称
管理者

印

(裏)

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てんみまん
36点未満

きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしよう
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

はんてい きじゆん てんすう てん にんちきのうけんさ けつか にんちしようせんもんい
判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医
による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんていにんちきのうけんさ きおくりよく はんだんりよく じようきよう かんい けんさ
認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査に
よって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症である
ことを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必
ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力
に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

にんちしよう
認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできま
すし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡
があり、医師の診断を受けることとなります。

にんちしよう しんだん ばあい めんきよ と け また ていし こんかい
認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回
の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところ
やお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお そうごうてん たか
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん
総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどう
かについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているか
どうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

（表）

にんていにんちきのうけんさけつかつうちしよ
認定認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所
し めい
氏 名
せいねんがつび
生年月日
けんさねんがつび
検査年月日
けんさばしよ
検査場所

にんちしよう きじゆん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつか きおくりよく ほんだんりよく ていか いみ
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。

こじんさ かけい にんちきのう しんたいきのう へんか
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
うんてん たいせつ
運転をすることが大切です。

きおくりよく ほんだんりよく ていか しんごう むし いちじふていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、今後の運転について十分注意してください。

うんてんめんきよしよう こうしんてつづき さい しよめん かなら じさん
運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名称
管理者

印

(裏)

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てんみまん
36点未満

きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしよう
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

はんてい きじゆん てんすう てん にんちきのうけんさ けつか にんちしようせんもんい
判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医
による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんていにんちきのうけんさ きおくりよく はんだんりよく じようきよう かんい けんさ
認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査に
よって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症である
ことを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必
ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力
に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできま
すし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡
があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回
の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところ
やお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどう
かについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているか
どうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

第 号

認定運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、 に
において、道路交通法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する運転免許取得者
等検査で同項の認定を受けたもの（認定運転技能検査）を受けた者であることを証明する。

認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-----------------------	---

- 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
又は受けている者

〈 合格基準 〉

- ・ 下記以外の運転免許 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許 80点以上

年 月 日

所在地
名 称
管理者

印

(注) □には、該当する場合にレ点を付すこと。

認定認知機能検査記録簿

自 年 月 日 氏名又は名称
至 年 月 日 (法人にあつては
代表者の氏名)

番号	氏名 年 月 日	住所	性別	検査員氏名	検査の成績 検査年月日

認定運転技能検査記録簿

自 年 月 日 氏名又は名称
至 年 月 日 (法人にあつては
代表者の氏名)

番号	氏名	生年月日	住所	性別	検査員氏名	検査の成績 検査年月日